

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 / 電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議(第18回)

○日時

令和5年1月30日(月)10:00～11:26

○場所

オンライン開催

○出席委員(五十音順)

東京大学先端科学技術研究センター 飯田委員、東京大学大学院 石原委員、
相山女学園大学 大串委員、中央大学研究開発機構 片石委員、東京大学大学院 加藤委員、
東京理科大学 菊池委員、横浜国立大学・放送大学 來生委員(小委員会委員長)、
外苑法律事務所 桑原委員、株式会社日本政策投資銀行 原田委員、
一橋大学 山内委員(ワーキンググループ座長)

○事務局

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 井上部長
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 能村課長
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課風力政策室 石井室長
国土交通省大臣官房 遠藤技術参事官
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 衛藤課長
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室 加賀谷室長

○関係省庁

環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室 相澤室長

○議題

「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」骨子(案)について

○議事概要

【環境影響評価について】

石原委員

- ・ デンマークやオランダなどでは、国が主体となって一定程度の環境影響評価を実施していると理解している。当面、国は情報提供を積極的に行っていくという考えでよいか。
- ・ 環境省においても環境配慮全般に関してデータベースを作成中とのことだが、最終的な結論に至るのはいつになるか。

環境省

- ・ 情報の整備についてはこれからも事業者の役に立つよう進めていく。それに加え制度面についても調査・検討を実施している最中である。
- ・ データベースについては令和 4 年度に検討を開始した段階でスケジュールを明示することはできない。検討が進んだ段階で、再度提示する。

【「系統確保スキーム」の進め方について】

飯田委員

- ・ ノンファーム接続を前提にした場合、抑制量のコントロールが難しいと考えている。事業の不確実性に直接的にかかわる部分なのでその整備を適切に実施する必要がある。
- ・ ノンファーム接続は再エネ海域利用法に基づく系統確保スキームのみならず、マスタープランや基本計画等の上位計画とも関係性がある。風況なども同様ではあるが、適宜、上位のマスタープランに反映させる必要がある。

事務局

- ・ マスタープランについては、再エネ海域利用法の準備区域などの設定状況なども勘案しながら策定されている。引き続き、区域の整理・検討状況もしっかり踏まえた上でマスタープランが策定されるように、関係機関と連携して進めていく。

【洋上風力発電に係るセントラル方式について】

石原委員

- ・ これまで NEDO で実施していたサイト調査との相違点は、公募により確定した選定事業者が調査費用相当額を負担する点だと理解しているが良いか。
- ・ NEDO の風況調査と JOGMEC の風況調査が異なる内容と考慮。また、NEDO で得たデータは無料で使用可能という認識だが、日本版セントラル方式にて JOGMEC の調査が始まった際も NEDO で得たデータは引き続き無料で使用可であるのか。

原田委員

- ・ これまでの確保スキームとの継続性を考慮して系統確保という用語を用いていると理解しているが、ノンファーム型接続への移行も鑑みると、系統確保という言葉を見直す必要がある。今後 OCCTO 等の系統の運営会社と在り方を検討していくかと思うが、このワーキンググループ等を活用し、検討事項及び決定事項を随時公表するのがよい。

- ・ 環境影響評価及び漁業者との調整に関してもセントラル方式において一定のレベルまで実施するようしてほしい。
- ・ 資料 5 の 3 ページに記載の優先的に取り組む区域の選定について①②の観点も重要であるが、③の観点が最も重要と考える。浮体式は日本にとってポテンシャルの高いものであるものの、離岸距離の遠さゆえの利害関係者の不明瞭さ、着床式と比較して技術が発展していない点があるため、国がセントラル方式により実施を推進することに大きな意味がある。また、建設に使用する港湾の整備計画は重要な点であるため国において整合性を確認するスキームは重要だ。

片石委員

- ・ 資料 5 の 5 ページに漁業実態調査があり各都道府県が実態の把握について対応するという記載があるが、浮体式の導入などを考えると沿岸部分の漁業以外の多くの関係機関との調整が必要になるため水産庁の協力が必要になるが事務局の考えは如何。

飯田委員

- ・ 「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」とは再エネ海域利用法における洋上風力発電が対象であって、そのほかの発電設備はまた別にセントラル方式を議論していくことになるという理解でよいか。事業実施区域の指定及び発電事業者の公募等は、そもそも再エネ海域利用法にて実施される事項であるため、その辺りの縦構造について丁寧な説明が必要と思慮。
- ・ 全体的に国が実施するというスキームは、民間で実施するには難しい部分、リスクの高い部分について効率的に進めることができるので賛成。ただし、コストが過大になる、または期間を要するような事態は避けるべき。
- ・ これまで民間事業者の工夫によって、技術進展、コスト低減などが図られていた点がセントラル方式によって減る可能性を懸念している。JOGMEC の調査で適切な最新技術及びコスト低減技術を考慮する必要がある。

桑原委員

- ・ 調査費用を最終的に選定事業者負担にすることに異存はない。JOGMECにおいて更に調査委託契約を専門業者と締結して調査を実施することになるかと思うが、選定事業者に JOGMEC の費用負担を求める際には、JOGMEC と調査委託業者との間に締結された、調査契約等の契約上の地位や権利を選定事業者に継承させることも検討すべき。そのために、JOGMEC が専門業者と調査委託契約を締結する際は、公募に際しての利用及び選定事業者に権利が移ることも見据えた、専門業者の義務や責任に係る規定及び権利の承継に係る規定を入れることが望ましい。

加藤委員

- ・ セントラル方式において JOGMEC が実施する調査は、各事業者が個別に実施するには厳しいような専門的で高度な情報収集といったものか、あるいは全事業者の依頼を従前に収集した和集合を調査し全員に共有するといったものに当たるのかどちらなのか。
- ・ JOGMEC の調査の途中で使用するシミュレーションや統計解析のモデル等のソースに至るまで各事業者に共有されるのか。

大串委員

- ・ 選定事業者に JOGMEC と専門業者間の契約上の地位や権利を譲渡する件は機能するか疑問がある。データの開示、補完等の必要性が出た際は JOGMEC を通して依頼するという形がよいかと思う。事務局の考え如何。

事務局

- ・ JOGMEC による調査と、2021 年から 2022 年にかけて実施した NEDO の実証事業で得られた調査仕様とは基本的に差分はない。
- ・ こうした実証事業とは別に、従来 NEDO が実施している風況調査や、国土交通省が実施している海底地盤調査は、国側が発電事業者の公募を開始するにあたり促進区域としての条件を満たしているかを確認するために実施しているものであり、事業者の基本設計を念頭に置いた調査ではない。これまで、その結果については、二次利用という形で事業者に提供してきた。一方で、JOGMEC がこれから実施していく風況、海底地盤調査は、事業者の基本設計に活用されることを念頭にデータを収集するものである点が大きな相違点である。
- ・ NEDO が実施してきた風況調査は、国が発電事業者を公募するために情報収集するものと、国内 3 海域を対象に、セントラル調査の調査スペックを決定するために実施している実証事業によるものと 2 種類ある。この中には、JOGMEC が実施していく調査においても使用可能なものもあり、国の予算の有効活用の観点からも引き継げる箇所があれば引き継ぐように配慮したい。
- ・ 系統確保スキームの表現については、指摘を踏まえて見直したい。系統に係る政策は変化していくため都度共有していく。
- ・ 環境アセスメントについては、環境省、国土交通省、経済産業省とで連携して進めていく。
- ・ 漁業実態調査については、現状、利害関係者の特定等の同意を得る作業について自治体を実施している。今後、内閣府を中心に検討を進めているが、EEZ では、海域が沿岸から遠くなるため、利害関係者がより複雑になることも想定される。引き続き、水産庁と連携して取り組んでまいりたい。
- ・ 「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」は、一般海域を対象としている現行の再エネ海域利用法を念頭に置いたもの。港湾法や一部条例でなされているものについては本運用方針の対象ではない。これらの点について誤解を招かないよう表現を見直していきたい。
- ・ JOGMEC の委託契約に係る事項についても、今回提示した骨子案から本文を定める際には、欧州で進んでいるセントラル方式の実態も参考にしつつ検討を進めていく。
- ・ JOGMEC の調査は、準備区域もしくは準備区域になる前の段階にある海域を対象として、将来発電事業を実施する事業者向けに、基本設計に必要なデータを収集するものである。その観点から、JOGMEC の調査は将来的に公募に参加し得る幅広い事業者から、地域の特性等を踏まえ、調査すべき必要項目などに関するご意見を聞いたうえで、予算の範囲内で仕様を定め実施するものとなる。
- ・ ソースコードの開示範囲については、情報管理の観点等もあるため、現時点で決まっていない。シミュレーションの前提となるモデルは公開しており、そのモデルの活用条件を示すという方向性で進めることを検討している。

環境省

- ・ 環境影響評価の項目についてもセントラル方式での調査に含むべきという意見は聞いている。諸外国の事例等を鑑みて調査検討をしている状態。

【セントラル方式として JOMEC が実施するサイト調査の基本仕様について】

飯田委員

- ・ 一部、表現が一般的でない箇所があるため修正し統一すべき。

菊池委員

- ・ 海底地盤調査について基本仕様に具体的な数字を書くことは避けるべき。
- ・ 着床式と浮体式とで CPT(コーン貫入試験)の取扱いが異なるといった点や、資料 6 の(5)の③の3)のような事項は着床式と浮体式とで変わる内容ではないため記載を工夫すべき。

事務局

- ・ 指摘を踏まえ修正する。

【議論全体を通した座長・委員長コメント】

來生委員長

- ・ 全体的に、再エネ海域利用法の運用自体が、第 2 フェーズに入り、今まで以上に国の関与を積極化していく方向で制度運用、制度設計の見直しが行われてきていると考えている。政府としては、民間が自由に取り組んできていた市場に対して、非弾力性を回避しつつ安定化を図り、市場とは別の効率性を生み出すことが必要な段階に来ていると思慮。制度の運用が硬直的になりすぎないようにすることを念頭に置き続けることが重要。

山内座長

- ・ 内容についても方向性には異議無のため、本会議での意見を踏まえ、運用方針の具体化の検討をさらに進め、今後の合同会議にて運用方針の本体論を示すように。

以上